R8.9.29 現在

令和8年度一関市介護保険施設等人材育成支援事業費補助金
交付申請等について

1　補助金の内容

介護保険施設等における人材の確保及び定着を図るため、介護保険施設等を運営する事業者が新たに介護の業務に従事する職員を雇い入れ、育成指導を行う経費を市が補助するものです。

2　予算額

６，０００千円（Ｒ８年度）

※　本事業に１法人あたりの利用件数の制限はありませんが、補助金の交付申請が予算額に達した場合は、新規申請の受付を中止する場合や、補助金を減額する場合があります。

3　補助の対象となる事業

補助金の対象となる事業は、市内に所在する介護保険施設等において勤務する介護職員の育成指導を行う事業で、次に掲げる要件の全てを満たすものとします。

（１）　育成対象介護職員の育成指導を行う指導者を配置すること。

（２）　育成対象介護職員の雇用期間を、３月以上かつ週 30 時間以上とすること。

（３）　補助金の交付を申請する日において、育成対象介護職員を継続して雇用していること。

◆対象施設・事業所

本事業において「介護保険施設等」とは、介護保険法（以下「法」という。）に規定する次に掲げるサービスを提供する事業所及び老人福祉法第５条の３の養護老人ホームであって、国又は地方公共団体により運営されていないものとします。

（１）　法第８条第１項に規定する居宅サービス（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。）

（２）　法第８条第 14 項に規定する地域密着型サービス

（３）　法第８条第 26 項に規定する施設サービス

（４）　法第８条の２第１項に規定する介護予防サービス（介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与及び介護予防特定福祉用具販売を除く。）

（５）　法第８条の２第 12 項に規定する地域密着型介護予防サービス

◆育成支援補助対象となる介護職員

本事業において「介護職員」とは、介護保険施設等に勤務し、介護の業務に従事する者（勤務する施設が養護老人ホームである場合にあっては、支援員）であって、他の介護保険施設等で勤務した経験のないものとします。

4　補助対象経費及び補助金の額

補助対象経費	補助率	補助金額
(1)　育成対象介護職員に支払われた給料（基本給に限る。）の３か月分	補助対象経費の 10 分の 10 に相当する額	左記(1)～(3)の合計額 ただし、育成対象介護職員１人あたり 50 万円を限度とする。
(2)　指導者の人件費（育成対象介護職員への指導に要した時間数に指導者の給料の時間単価を乗じて算出したものとし、指導者ごとに小数点以下の端数を切り捨てたもの。）	補助対象経費の 10 分の 10 に相当する額	
(3)　その他育成対象介護職員の雇用又は育成のため要した経費	補助対象経費の 10 分の 10 に相当する額	

5　事業の流れ

（１）介護職員の雇用

介護保険施設等において、育成対象介護職員の雇用を開始する。

↓

（２）介護職員の育成・指導

育成対象介護職員の指導を行う指導員を配置し、育成・指導を行う。

↓　３か月経過

（３）交付申請（様式第１号、様式第２号）

雇用開始日から起算して３か月を経過した日を育成満了日とし、交付申請を行う。

申請期限：育成満了日から３か月を経過する日又は育成満了日以降最初に到来する３月 31 日のいずれか早い日

↓

（４）書類審査

市は、申請書の内容を審査し、不備・不足がある場合は申請者へ修正・追加提出を求める。

↓

（５）交付決定

申請書類に不備がないことを確認したら、市は交付決定通知書により申請者へ通知する。

↓

（６）交付請求（様式第４号）

交付決定の通知を受けた申請者は、同封された補助金交付請求書により市へ補助金の交付を請求する。

↓

（７）補助金の交付

市は、申請者の指定する金融機関口座へ補助金を交付する。

↓

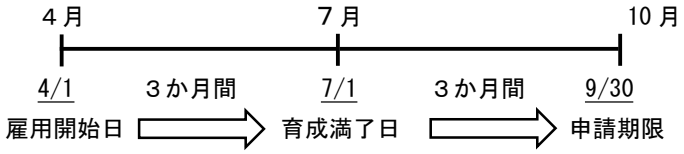
（８）証拠書類の保管

補助金の交付を受けた申請者は、本補助金の交付を受けた日の属する会計年度の翌年から起算して５年間保管する。

○申請期限の例

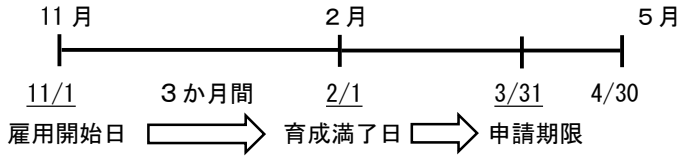
【ケース１】

令和８年４月１日から雇用開始



【ケース２】

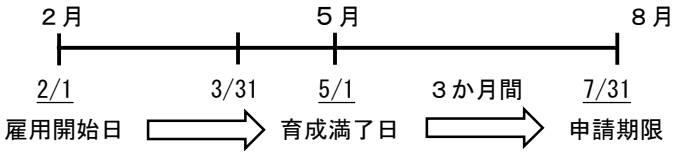
令和８年 11 月１日から雇用開始



※育成満了日から３か月経過するよりも早く３月 31 日が到来するため、３月 31 日が申請期限となる。

【ケース３】

令和９年２月１日から雇用開始



※育成期間中に年度を越える場合、育成満了日の属する年度での申請となる。

６　申請時等の必要書類について

	使用する様式及び必要書類
交付申請	①交付申請書（様式第１号） ②育成対象介護職員の雇用開始日、勤務時間及び給料の額が確認できるもの ③経歴書（様式第２号） ④指導者の給与等支払額のわかるもの ⑤その他育成対象介護職員の雇用又は育成に要した経費の額等が分かるものの写し ⑥その他市長が必要と認める書類（該当がある場合のみ）
交付請求	①交付請求書（様式第４号）

※育成対象介護職員の個人情報の提出については、本人の同意を得ること

【 担 当 】 一関市福祉部長寿社会課高齢福祉係
住 所：〒021-8501 一関市竹山町７－２
電 話：0191-21-8370 ＦＡＸ：0191-21-4150
メール：choju@city.ichinoseki.iwate.jp

